## 寒川町告示第90号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項において準用する同条 第1項の規定により相模川流域関連寒川公共下水道事業計画を変更するため、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により、次の とおり告示し当該計画の変更案を一般の縦覧に供する。

なお同条の規定により、利害関係人は、縦覧期間において当該事業計画の 変更案について意見の申し出ができる。

平成30年9月19日

寒川町長 木村 俊雄

## 1. 名 称

相模川流域関連寒川公共下水道事業計画

2. 変更予定処理区域 (排水区)

左43处理分区、左44处理分区、左53处理分区、左64处理分区

- 3. 工事着手及び完成予定年月日
  - 工事着手の年月日 昭和49年11月 5日
  - 工事完成の予定年月日 平成36年 3月31日
- 4. 縦覧場所

寒川町役場 都市建設部 下水道課

5. 縦覧期間

平成30年9月19日(水)から平成30年10月10日(水)まで (午前8時30分から午後5時15分まで)ただし、日曜日及び土曜日 並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。